

継続

原簿保存期間	5年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁内関係各局部課長
各 附 属 機 関 の 長
皇 宮 警 察 本 部 長

警察庁 丙刑企発第42号、丙生企発第52号
丙組企発第42号、丙交企発第58号
丙備企発第88号、丙外事発第44号
平成31年3月27日
警察庁 刑事局長
警察庁 生活安全局長
警察庁 交通局長
警察庁 警備局長

証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進について

犯罪捜査に関して押収した証拠物件は、犯罪の立証のための重要な資料であることなどから、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないようその取扱い及び保管には特に慎重を期さなければならないところであるが、都道府県警察によっては証拠物件の取扱い及び保管が必ずしも十分であるとは認め難いことから、この度、別添のとおり「証拠物件の適正な取扱い及び保管のための指針」を定めたので、各都道府県警察にあつては、証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進に努められたい。

なお、「証拠品の適正な管理について」（昭和37年9月26日付 丙捜一発第23号）は廃止する。

【継続措置状況】

初回発出日：平成7年9月6日

(有効期間：平成31年3月31日)

別添

証拠物件の適正な取扱い及び保管のための指針

1 趣旨

証拠物件は犯罪の立証のための重要な資料であり、また、その押収の継続は所有者等の私法上の権利にかかわるものであるため、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないようその取扱い及び保管には特に慎重を期さなければならない。とりわけ、近年、弁護活動の活発化及び事実認定の厳格化に伴い物的証拠の重要性はとみに高まっているとともに、公判廷において物的証拠についてもその証拠能力及び信用性が激しく争われる傾向にあり、証拠物件の取扱い及び保管に当たっては、滅失等しないようにすることはもとより、その取扱い及び保管の手続等についても明確に定めておく必要があるものと考えられる。

従来、証拠物件の取扱い及び保管については、「証拠品の適正な管理について」（昭和37年9月26日付 丙捜一発第23号）により行われてきたところであるが、この度、証拠物件のより適正な取扱い及び保管を推進するため、同通達を廃止し、本指針を定めることとした。

2 要点

(1) 証拠物件の取扱い及び保管の基本

ア 証拠価値の保全

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件が犯罪の立証のための重要な資料であることにかんがみ、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないように注意し、その証拠価値の保全に努めなければならない。

イ 個人保管の禁止

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸の事故が発生することのないよう、必ず定められた保管設備において証拠物件を保管しなければならない。

ウ 速やかな（仮）還付又は送致（付）

押収した証拠物件のうち、捜査の遂行に必要ななくなったものは、可能な限り速やかに（仮）還付又は送致（付）（一旦当署保管とした証拠物件の検察官への保管転換を含む。）の手続を採らなければならない。

(2) 長期保管と短期保管の区別

長期にわたり押収等を継続している証拠物件については、取調べ等のための保管設備から一時的に出すこと（以下「仮出し」という。）はほとんどなく、一方、押収後間もない証拠物件については、仮出しが頻繁にあると見込まれることから、前者を長期保管、後者を短期保管として、その区別を明確にし、それぞれの性質に応じた取扱い及び保管を行う必要がある。

この場合において、原則として、最初に証拠物件を押収してから1か月を経過した事件の証拠物件は長期保管とし、それに至るまでの証拠物件を短期保管とするものとする。

(3) 保管設備の整備

長期保管に係る証拠物件については、都道府県警察の実情に応じて、独立し

た専用の保管倉庫の整備に努めることとし、短期保管に係る証拠物件については、キャビネット等の保管庫において保管することとする。

さらに、以下に掲げる証拠物件については、長期保管、短期保管の別にかかわらず、専用の金庫又はこれに代わる設備を整備して保管するよう努めなければならない。

ア 現金、有価証券、貴金属その他の貴重品

イ 銃砲刀剣類、火薬類及びこれらに類する物（以下「けん銃等」という。）

ウ 覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び大麻取締法の各違反に係る薬物等（以下「覚せい剤等」という。）

これらの保管設備は、施錠機能を具備することはもとより、証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸を防止するため、適当と認める場所に設置し、かつ、十分な広さ、構造等を有するものでなければならない。

(4) 簿冊等による証拠物件の管理

犯罪捜査規範第117条にいう「事件の捜査が長期にわたる場合」とは、原則として、当該事件の証拠物件を最初に押収してから1か月を経過した場合をいうものとし、長期保管の証拠物件を証拠物件保存簿に登載することとし、短期保管に係る証拠物件については、押収品目録（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第34号）等の写しを活用するなどの方法により管理を行うものとする。

(5) 証拠物件の出納状況の把握

長期保管、短期保管を問わず、保管中の証拠物件の出納状況を明らかにするための措置を講じるものとする。

(6) 管理体制の確立

以下のとおり管理責任者等を設置するなどして、保管責任を明確にし、管理体制を確立するものとする。

ア 管理責任者

(ア) 証拠物件の管理について総括的に責に任じる者として、警察本部事件担当課及び警察署に管理責任者を置く。

(イ) 管理責任者には、警察本部にあっては事件担当課長、警察署にあっては警察署長をもって充てる。

イ 保管責任者

(ア) 管理責任者を補佐し、取扱責任者を指揮監督して証拠物件の取扱い及び保管について責に任ずる者として、警察本部事件担当課及び警察署に保管責任者を置く。

(イ) 保管責任者には、原則として、当該証拠物件に係る事件の捜査主任官をもって充てる。

ウ 取扱責任者

(ア) 保管責任者の命を受け、証拠物件の取扱い及び保管に関する事務を行う者として、警察本部事件担当課及び警察署に取扱責任者を置く。

(イ) 取扱責任者には、管理責任者が指定する者をもって充てる。

(7) 引継ぎ及び点検の確実な実施

ア 人事異動その他の事由により、管理責任者等証拠物件の取扱い及び保管の任に当たる者が交替するときは、証拠物件の引継ぎを確実にを行い、責任の所

在を明確にしておかなければならない。

イ 管理責任者等証拠物件の取扱い及び保管の任に当たる者は、証拠物件の保管状況について定期及び随時の点検を実施しなければならない。

3 証拠物件取扱保管要領（モデル案）

証拠物件の取扱い及び保管については、これまで都道府県警察において独自の定めを行っているところであるが、今後それぞれの実情に応じて2の要点を実施するに際して、別添「証拠物件取扱保管要領（モデル案）」を参考とされたい。

証拠物件取扱保管要領（モデル案）

第1 目的

この要領は、犯罪捜査に関して押収した証拠物件の取扱い及び保管について必要な事項を定め、もって証拠物件の適正な管理を図ることを目的とする。

第2 証拠物件の取扱い及び保管の基本

1 証拠価値の保全

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件が犯罪の立証のための重要な資料であることにかんがみ、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないように注意し、その証拠価値の保全に努めなければならない。

2 個人保管の禁止

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸の事故が発生することのないよう、必ず定められた保管設備において証拠物件を保管しなければならない。

3 速やかな（仮）還付又は送致（付）

押収した証拠物件のうち、捜査の遂行に必要ななくなったものは、可能な限り速やかに還付（仮還付を含む。以下同じ。）又は送致（送付及び一旦当署保管とした証拠物件の検察庁への保管転換を含む。以下同じ。）の手續を採らなければならない。

第3 準拠規定

証拠物件の取扱い及び保管については、刑事訴訟法（昭和23法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第4 定義

この要領における用語の定義は、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 証拠物件 犯罪捜査に関して押収した物件及びその換価代金をいう。
- (2) 長期保管 最初に証拠物件を押収してから1か月を経過した事件に係る証拠物件の保管をいう。ただし、近く事件処理を終結し、すべての証拠物件の保管を解除する見込みが確実にある場合を除く。
- (3) 短期保管 長期保管以外の証拠物件の保管をいう。
- (4) 仮出し 取調べ等のため、保管中の証拠物件を保管設備から一時的に出すことをいう。
- (5) 払出し 送致、移送、還付等のため、終局的に又は長期間にわたり証拠物件の保管を解除することをいう。

第5 管理体制

1 管理責任者等の設置

- (1) 管理責任者

ア 証拠物件の管理について総括的に責に任じる者として、警察本部事件担当課及び警察署に管理責任者を置く。

イ 管理責任者には、警察本部にあつては事件担当課長、警察署にあつては警察署長をもって充てる。

(2) 保管責任者

ア 管理責任者を補佐し、取扱責任者を指揮監督して証拠物件の取扱い及び保管について責に任ずる者として、警察本部事件担当課及び警察署に保管責任者を置く。

イ 保管責任者には、当該証拠物件に係る事件の捜査主任官をもって充てる。ただし、長期保管に係る証拠物件については、証拠物件を一元的に管理するため、管理責任者が適当と認めるその他の者をもって充てることができる。

(3) 取扱責任者

ア 保管責任者の命を受け、長期保管に係る証拠物件の取扱い及び保管に関する事務を行う者として、警察本部事件担当課及び警察署に取扱責任者を置く。

イ 取扱責任者には、管理責任者が指定する者をもって充てる。

(4) 職務代行者

保管責任者又は取扱責任者が不在のときは、管理責任者があらかじめ指定する代行者が保管責任者等の職務を行うものとする。

2 休日等において証拠物件を押収した場合の措置

休日その他執務時間外において証拠物件を押収した場合で捜査主任官が不在のときは、当直責任者又はこれに準ずる者が当該証拠物件の取扱い及び保管の責に任ずるものとし、事後速やかに捜査主任官に引き継ぐものとする。

第6 簿冊の備付け

管理責任者は、証拠物件保存簿（犯罪捜査規範第117条）のほか、証拠物件管理簿（別記様式第1号）及び証拠物件出納簿（別記様式第2号）を備え付けるものとする。

第7 保管設備の整備等

1 保管設備の整備

管理責任者は、次に掲げる保管設備を整備するよう努めなければならない。

(1) 証拠物件の短期保管のための保管庫（以下「保管庫」という。）

(2) 証拠物件の長期保管のための保管倉庫（以下「保管倉庫」という。）

(3) 次に掲げる証拠物件を保管するための金庫又はこれに代わる設備（以下「特殊物件保管庫」という。）

ア 現金、有価証券、貴金属その他の貴重品（以下「現金等」という。）

イ 銃砲刀剣類、火薬類及びこれらに類する物（以下「けん銃等」という。）

ウ 覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び大麻取締法の各違反に係る薬物等（以下「覚せい剤等」という。）

2 保管設備の構造等

- (1) 保管設備は、証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸を防止するため、適当と認める場所に設置し、かつ、十分な広さ、構造等を有するものでなければならない。
- (2) 保管設備は、施錠機能を具備するものでなければならない。

第8 証拠物件の取扱い要領

証拠物件の取扱い要領は、次のとおりとする。

- (1) 警察官は、証拠物件を押収したときは、司法警察職員捜査書類基本書式例に定めるレッテル若しくは荷札をつけ、又は袋に納めるなどして、確実にその整理を行った後、これを捜査主任官に引き渡すものとする。
- (2) 捜査主任官は、(1)により証拠物件の引渡しを受けたとき、又は他の所属等から事件の移送若しくは引継ぎのため証拠物件の引渡しを受けたときは、品目、数量等について関係書類と照合確認し、その証拠価値及び留置の要否を検討し、留置を要すると認めるときは、取扱責任者に保管の措置を採らせ、留置を要しないと認めるときは、速やかに還付の措置を採らせるものとする。
- (3) 取扱責任者は、(2)により保管の指示を受けたときは、品目、数量等について関係書類の写しと照合確認の上、次のいずれかの措置を採るものとする。
 - ア 当該事件についてはじめて証拠物件を押収したときは、証拠物件管理簿に所定事項を記載し、その押収の種別に応じて押収品目録（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第34号）、領置調書（甲）（同様式第23号）又は領置調書（乙）（同様式第24号）（以下「押収関係書類」という。）の写しを添付し、証拠物件を保管庫において保管する。

ただし、押収後おおむね48時間以内に事件処理を終結し、すべての証拠物件の保管を解除する見込みがあるときは、証拠物件管理簿への記載及び押収関係書類の添付は要しない。
 - イ 当該事件についてすでに短期保管中の証拠物件があるときは、新たに押収した証拠物件の押収関係書類を追加して添付し（アのただし書の場合を除く。）、証拠物件を保管庫において保管する。
 - ウ 当該事件についてすでに長期保管中の証拠物件があるときは、証拠物件保存簿に所定事項を記載して、証拠物件を保管金庫において保管する。
- (4) 取扱責任者は、送致等により、短期保管中の証拠物件につき一括して保管を解除したときは、証拠物件管理簿にその年月日及び理由を記載しなければ

ならない。

- (5) 保管責任者は、当該事件につき最初に証拠物件を押収してから1か月を経過したときは、品目、数量等について関係書類と照合確認の上、真に留置の必要があるか否かを検討し、留置の必要のないと認められる証拠物件については還付の措置を採らせ、引き続き留置の必要があると認められる証拠物件については、取扱責任者に長期保管の措置を採らせるものとする。ただし、近く事件処理を終結し、すべての証拠物件の保管を解除する見込みが確実にある場合には、短期保管を継続するものとする。
- (6) 取扱責任者は、(5)により証拠物件について長期保管の指示を受けたときは、遅滞なく証拠物件保存簿に所定事項を記載し、証拠物件を保管倉庫において保管しなければならない。

この場合において、取扱責任者は、長期保管とした年月日を証拠物件管理簿に記載しなければならない。
- (7) 長期保管の措置を採った証拠物件に係る事件が検挙となるなど、取調べ等のため証拠物件の仮出しが見込まれる場合等においては、保管責任者の判断により、当該事件に係る証拠物件を保管庫において保管することができる。

第9 証拠物件の保管場所及び保管方法

証拠物件の保管場所及び保管方法は、次のとおりとする。

- (1) 証拠物件は、あらかじめ定められた保管設備に保管しなければならない。

ただし、現金等、けん銃等及び覚せい剤等の押収物件については、短期保管、長期保管の別にかかわらず、特殊物件保管庫に保管しなければならない。
- (2) 証拠物件が大量である場合、自動車、自転車等の物件である場合等において、あらかじめ定められた保管設備に保管できないときは、盗難、損傷等に配慮し適切な保管場所を選定しなければならない。
- (3) 運搬又は保管に不便な押収物件で所有者その他の者に保管させるときは、盗難、損傷等を防止させるため、相当な保管方法を採るよう依頼しなければならない。
- (4) 証拠物件の保管に当たっては、年別及び事件別に区分するなどして、他の事件の証拠物件と混同しないよう措置しておかななければならない。
- (5) 証拠物件の保管に当たっては、必要により写真撮影するなどの方法により、証拠保全の措置を採るとともに滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸を防

止するための適切な保管措置を採らなければならない。

第10 鍵の保管

保管庫、保管倉庫及び特殊物件保管庫の鍵は、保管責任者が保管するものとする。

保管責任者が複数あるときは、管理責任者がそのうち適当と認める者に鍵を保管させることができる。

第11 証拠物件の出納要領

保管中の証拠物件の出納要領は、次のとおりとする。

- (1) 証拠物件の出納に係る事務は、保管責任者の指揮を受けて取扱責任者が行うものとする。
- (2) 証拠物件（押収後おおむね48時間以内に事件処理を終結し、すべての証拠物件の保管を解除する見込みが確実にある場合を除く。）の仮出し又は払出し（長期保管中の証拠物件については、払出しを行う場合を除く。以下同じ。）を受けようとする者は、証拠物件出納簿に所定事項を記載しなければならない。
ただし、送致等により、当該事件に係る証拠物件を一括して払い出すときは、この限りでない。
- (3) 取扱責任者は、証拠物件出納簿の記載を確認の上、当該証拠物件を引き渡すものとする。
- (4) 証拠物件の仮出し又は払出しを受けた者は、当該証拠物件を返納するときは、証拠物件出納簿に返納年月日を記載し、取扱責任者の確認を受けるものとする。

第12 捜査本部事件等の特則

捜査本部を設置して捜査を行う場合等において、専ら証拠物件の取扱い及び保管の任に当たる者を置くときは、本要綱によらない方法で証拠物件の管理を行うことができる。

第13 点検

- 1 管理責任者は、証拠物件の取扱い及び保管状況について、毎年2回以上点検しなければならない。

- 2 保管責任者は、証拠物件の取扱い及び保管の状況について、随時点検しなければならない。
- 3 証拠物件を点検するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、異状の有無を確認しなければならない。
 - (1) 証拠物件と当該事件の押収関係書類等との照合
 - (2) 証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸の異状の有無
 - (3) レッテル、荷札、封筒、収納容器等の異状の有無
 - (4) 年別、事件別整理状況等の適否
 - (5) 証拠物件に係る事件の公訴時効の期限の確認
- 4 保管責任者は、長期保管とすべき証拠物件がいたずらに短期保管のままとなっていないかどうか点検しなければならない。

第14 引継ぎ

- 1 人事異動その他の事由により、管理責任者等が交替するときは、証拠物件の引継ぎを確実にいき、責任の所在を明確にしておかなければならない。
- 2 引継ぎに当たっては、証拠物件を当該事件の押収関係書類、証拠物件管理簿等と照合確認し、その結果を証拠物件管理簿等の欄外余白に記載し、押印しておかなければならない。

第15 事故報告

証拠物件について紛失等の事故が発生したときは、管理責任者に速やかに報告しなければならない。

この場合において、管理責任者は、速やかに捜査事故簿（犯罪捜査規範第274条）により、その経緯、処置等を警察本部長に報告しなければならない。

第16 施行期日

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

証拠物件管理簿

番号	受入 年月日	事 件 名 (被疑者名)	処 理 年 月 日 処 理 理 由	備 考
			(理由) 1. 長期保管 2. 送致 3. その他 ()	
			(理由) 1. 長期保管 2. 送致 3. その他 ()	
			(理由) 1. 長期保管 2. 送致 3. その他 ()	
			(理由) 1. 長期保管 2. 送致 3. その他 ()	
			(理由) 1. 長期保管 2. 送致 3. その他 ()	
			(理由) 1. 長期保管 2. 送致 3. その他 ()	
			(理由) 1. 長期保管 2. 送致 3. その他 ()	
			(理由) 1. 長期保管 2. 送致 3. その他 ()	

※ 特殊物件その他の証拠物件を短期保管用の保管庫以外の場所で保管するときは、備考欄にその品名、数量及び保管場所を記載すること。

